

平成 30 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 30 年 5 月 24 日(木)

警察総合庁舎 大会議室

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 赤羽参事官

私からは、皆様のお手元の配付資料 1 の「地方公共団体における被害者支援体制」について御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料 1 に基づきまして、地方公共団体における被害者支援体制について御説明させていただきます。

最初に、犯罪被害者等の支援の根拠となっております犯罪被害者等基本法、及び、犯罪被害者等基本計画につきまして、既に御案内のとおりではございますけれども、簡単に御説明いたします。

犯罪被害者等基本法は、平成 16 年 12 月に議員立法で制定されました。そして、これに基づいて、平成 17 年 12 月に最初の犯罪被害者等基本計画が策定されました。この基本計画は 5 カ年計画とされておりまして、引き続き平成 23 年 3 月に第 2 次犯罪被害者等基本計画が策定され、そして平成 28 年 4 月には、第 3 次の基本計画が策定されまして、現在は、この第 3 次計画の策定から 2 年余りが経過したというところでございます。

次に、犯罪被害者等基本法で定められました地方公共団体の責務について、御説明させていただきます。まず、基本法の 5 条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されております。

これを踏まえまして、第 3 次基本計画におきましても、地方公共団体に関連した施策が複数掲げられているところでございます。これらの施策の進捗状況につきましては、例年、皆様方の御協力をいただきまして、調査を行わせていただいております。今年も大変お忙しい中、多大な御協力をいただきまして、ありがとうございました。

今日はこの場をお借りいたしまして、最新の調査結果を幾つか御紹介させていただきたいと思っております。なお、この調査結果につきましては、今年の 6 月に予定しております平成 30 年版の「犯罪被害者白書」の閣議決定後に公表を予定しているものでございまして、現時点では公表前というものになりますので、取り扱いには御留意をお願いしたいと思います。

まず、施策主管課の確定状況、及び、総合的対応窓口の設置状況についてでございます。第 3 次基本計画では、警察庁において、市町村における施策主管課の確定状況等について定期的に確認するとともに、市町村に対して、窓口の設置を要請するという施策が盛り込まれております。

このうち、施策主管課の確定状況につきましては、一昨年の調査を行った時点で全ての市町村において確定していただいたという結果になりまして、今年の調査でも引き続き 100% という結果になっております。

続きまして、総合的対応窓口の設置状況でございますが、こちらも都道府県及び政令指定都市におきましては 100%設置済みという結果となっております。市区町村につきましても、今年度の調査の結果、昨年からさらに増えまして、全体の約 99.7%に当たる 1,715 の市区町村で設置されたことが明らかとなっております。

続きまして、市区町村における総合的対応窓口の設置状況を都道府県別に見てみますと、平成 30 年 4 月現在、北海道と沖縄を除いた全ての都道府県におきまして、全市区町村で総合的対応窓口が設置されたという結果となっております。

ちなみに、こちらは昨年の結果ですけれども、昨年の段階では北海道、沖縄のほかに 4 つの県でまだ 100%とはなっていないことから、今年は更に増やしていただいたことが分かります。ただ、現段階でまだ窓口が設置されていない市区町村につきましては、引き続き、設置に向けた働き掛けをお願いしたいと考えております。

本日の冒頭の審議官の挨拶でも触れられていましたけれども、警察庁で昨年度、平成 29 年度に実施いたしました犯罪被害類型別調査の結果、実際に犯罪等の被害に遭われたとお答えになった方のうち、8 割の方が総合的対応窓口について知らなかったとお答えになっております。

こうした実態を踏まえまして、既に大部分の自治体で設置していただいているわけですが、やはり使っていただけてこそ価値があるというところがございますので、窓口の存在を地域の住民の方に十分に周知していただけて、利用されやすい相談環境のより一層の整備に努めていただけて、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるような体制をつくるための積極的な取組をお願いしたいと思います。

続きまして、条例の制定等に関して御報告いたします。第 3 次基本計画では、警察庁におきまして犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画指針の策定状況について、適切に情報提供を行うという施策が盛り込まれておりまして、これを通じて、一方で地方自治を尊重しつつ、地方における犯罪被害者等の支援を進めていくという仕組みになっております。

条例制定の状況に関する今年度の調査の結果でございます。条例制定の比率につきましては、昨年よりも上がっておりまして、今年度は都道府県においては 66%、政令指定都市では 50%、市区町村では 25.3%の自治体で制定していただいているということになっております。なお、この数字は、いわゆる犯罪被害者支援に特化した条例だけではなくて、いわゆる安全安心まちづくり条例等の中に被害者支援に関する規定を盛り込んだものについても含んだ数字となっております。

本日はこの後、福岡県と名古屋市の御担当者様から、それぞれ条例の制定に向けた取組などについて御報告いただけることになっております。そうした報告なども是非参考にしていただければと思います。

あわせて、当参事官室から発信させていただいておりますメールマガジンの中に、「条例の小窓」などというコーナーも設けてございますので、そういったものなども御活用いただければと思います。

続きまして、犯罪被害者等に対する見舞金の支給や貸付金の制度の導入の促進について御説明いたします。これについても第3次基本計画で私ども警察庁から地方公共団体に対して、導入を要請するという施策が盛り込まれております。

見舞金や貸付金制度の導入状況ですけれども、今年の調査の結果、都道府県につきましては、昨年から変わっておりませんが、政令指定都市につきましては、昨年より1都市増えたとの結果となっております。市区町村につきましては、昨年よりも39増えております。ただ、全体として見ると、まだまだこれからというような状況でございます。財政的な問題などもあるかと思っておりますけれども、やはり見舞金や貸付金の制度というのは、被害に遭われた方の切実なニーズに応える制度だと思っておりますので、導入を御検討いただければと考えております。

続きまして、中長期的な居住場所の確保について、御報告いたします。

この点につきましても、第3次基本計画で、居住場所の確保あるいは被害直後からの生活支援策に関する取組がなされるように、私ども警察庁から地方公共団体に対し、啓発や情報提供させていただくという施策が盛り込まれております。こちらは公営住宅の入居に関する配慮が設けられた自治体の数についての調査結果でございますけれども、昨年に比べて若干増加しているということがお分かりいただけるかと思っております。

続きまして、市区町村における配慮の具体的内容について集計したものでございますけれども、配慮の具体的内容としましては、今ここに記載させていただいているように様々なものがございますけれども、各地域の実情に応じた形で御配慮いただければと思っております。

皆様方に御協力いただきました調査の結果の御報告につきましては以上となります。これらの調査結果につきましては、閣議決定後、警察庁のホームページ上で公開するとともに、一部につきましては、平成30年版の「犯罪被害者白書」に掲載する予定でございます。この白書につきましては今後、各自治体宛てに発送させていただきますので、是非御参照いただければと思っております。

なお、今日のこの会議に先立ちまして、一部の自治体の方から、第3次基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について御質問をいただいておりますけれども、この白書には各施策の進捗状況についても記載してございますので、是非御参照いただければと思っております。

最後に、今年度、警察庁において実施予定の事業について御紹介させていただきます。まず、犯罪被害者等施策の総合的推進事業ですけれども、今年度はここに赤字で記載させていただいている6つの自治体で、警察庁との共催という形で実施していただく予定となっております。

次に、犯罪被害者週間事業につきましては、今年も中央イベントと地方大会を実施していただく予定でございます。今年度は福岡県と沖縄県で地方大会を実施していただく予定となっております。

地方公共団体における犯罪被害者等の支援体制についての説明につきましては、以上と

なります。警察庁の犯罪被害者等施策に関するホームページやフェイスブックにも様々な情報を掲載してございますので、御活用していただけますと幸いです。また、このシンボルマークのギュっちゃんについても、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変駆け足で恐縮ではございますけれども、私からの説明は以上となります。ありがとうございました。